

議案第十二號

職員団体の行ふ文書に關する條例

職員団体の行ふ文書に關する條例を改めように定める

昭和二十九年一月三十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和廿九年一月三十一日

議長 天野 廉



三朝田条例序 号

職員団体の 行う 交渉 に関する 条例

(この 条例の 目的)

第一条 この 条例は 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号以下)並びに  
第五十五条第一項の規定に基き 職員団体の 行う 交渉 に関し 必要な事項を定

めることとす。

(當局)

第二条 職員団体が 交渉 することのできる 当局は 交渉事項に基づいて 適法に 整理し  
及び 決定 する 権限を 有する 機関とする。

(交渉の手続)

第三条 交渉は 職員団体と 當局とが 互に 互に 互に 互に 互に 互に 互に 互に 互に 互に  
なり。

2. 前項の 時間 又は 勤務時間中に 設定することとす 妨げない。この 場合 ありて 交渉  
に あたる 職員の 給与は 減額されることとす。

3. 交渉に 際して 當局は 職員団体の 交渉 代表者の 数を 適宜 制限 することとす。

(正常業務の 阻害 禁止)

第四条 交渉は 平穩に 行われ なければ ならない。

又 交渉は 町の 業務の 正常な 運営を 阻害 することのないよう 行われ なければ ならない。

附 則

この条例は公布の日から施行す。